

2020.06.29 月曜日

- 21:35 ● 今日はいろいろな自由ですね
- 21:35 ● 居住移転の自由
- 21:35 ● 職業選択の自由
- 21:36 ● Q1 この二つの自由が阻害されるときってありますか〜 Q1
- 21:37 ■ Q1 A1 力士など性別で選べない仕事はありますね。 Q1A1
- 21:38 ▲ Q1A2 居住移転の自由は、コロナとか放射能汚染とかで、奪われがち。 Q1A2
- 21:38 ● 確かに、選択できない職業ありますね。
- 21:39 ● 居住移転の自由も奪われますよね。
- 21:39 ▲ 選択できない職業とか、考えたことがなかった。。
- 21:39 ● Q2 憲法違反なのかなあ？ Q2
- 21:40 ▲ Q2A1 公共の福祉に反する場合は違反じゃない。 Q2A1
- 21:41 ■ Q2 A1 同じくそう思います！ Q2A1
- 21:41 ● 公共の福祉に違反しなければ、憲法違反じゃないの？
- 21:41 ▲ あれ、逆か？ 反しない場合が違反じゃない
- 21:42 ▲ 条文上は、ほかに制約はなさそう
- 21:42 ● でも、職業選択に公共福祉に違反とかあるかなあ？
- 21:43 ▲ 人命救助のために医師が呼び出されるとか
- 21:44 ▲ でも、それは職業の選択、というのとは違うかな。
- 21:44 ● 公共の福祉に違反してないのでは？
- 21:44 ▲ やくざとか？
- 21:44 ▲ 職業かわからないけど
- 21:45 ● やくざも、普通に選択されてるよね
- 21:45 ▲ 選択しちやいけな、という規範は憲法違反とはならないということ？
- 21:46 ● と思うけどなあ〜
- 21:46 ■ 組に入るのは自由だけど、生活にはかなりの制約がありますからね。選ぶのは自由
- 21:47 ● そうなんですよね。やくざになると、社会的制約は増えるけど、選ぶのは誰も止められない。
- 21:48 ● ならないで〜っというのも自由だけだね
- 21:48 ● そう思うと、職業選択の自由はほぼ守られてるのかなあ〜
- 21:49 ● 力士の問題は、文化と絡んでくるのでどう考えるのか???
- 21:49 ▲ 暴力団は結社の自由という方で議論があるようですね
- 21:49 ▲ 女性の相撲、なくはないよね。
- 21:49 ▲ プロがないだけで
- 21:49 ● そうなんだよね。
- 21:50 ● じゃあ、居住、移転はどうかなあ〜
- 21:50 ▲ どう、とは？
- 21:51 ● さっきの、福島の話とか考えると、憲法違反なんだろうか？
- 21:52 ■ コロナで移動自粛のお願いやなどは私は自由の侵害にはならないかなと考えます。
- 21:52 ● 自由に選んで住めなくしたという風に考えれば、憲法違反かなあ〜

- 21:53 ● なぜそう思いますか？
- 21:56 ■ 一つに強制力自体が強くなかったということ二つ目にもし自由に移動が続けられた時に、多くの人の健康が損なわれる可能性があったことから自由な移動が公共の福祉に反することに繋がると考えたからです。
- 21:57 ▲ なるほど、強制でないからか。
- 21:57 ● そうですね。感染させないということが、公共の福祉にあたりと考えられますから、自粛要請は○だと思えますね。
- 21:58 ● じゃあ、原発事故の場合はどうでしょう
- 22:00 ▲ 公共の福祉かどうか分からない
- 22:01 ● 帰りたくても帰れない状況。でも、帰っていいよって言ってますよね。除染が終わったとしていますが、実際には非常に高い放射線量らしいですね。
- 22:02 ● 公共の福祉をどう理解するか？というのが一つ問題になるかもしれないと思います。
- 22:03 ● 広く考えれば、その人たちが帰れないもしくは帰ることによって起きる不都合が広く影響のあることなのか、ないことなのか・・・
- 22:04 ▲ 自分で言っておいてなんだけど、放射能汚染地域の居住制限は、憲法の居住移転の自由とは次元が違う気がしてきた
- 22:06 ● でも、自由に移動して住めないことは、そこに住む選択をすることよりも、他に住む選択をした時の保証がないことの方が問題かなあ～と思います。
- 22:07 ▲ そういうところに支援が必要ということですね。公共の福祉ってなんだ、というのは一度おさえてもいい気がする
- 22:07 ● 実際、ここに住んでれば補償するけど、他に行く保証がないとか・・・
- 22:09 ● 原発問題はデリケート
- 22:10 ● 他に、居住移転の自由を奪われているのでは？という事例府がありますか？
- 22:11 ■ ダムの建設予定地とか
- 22:11 ● ダムも立ち退きになったら、無理にでもするよね～
- 22:14 ▲ ダムとか道路とかで立ち退かせるなんて、たしかに公共の福祉が根拠にないといけないことだね。
- 22:11 ● 私が思うのは、ストーカーとか
- 22:13 ● ストーカーとか、この人の住所の半径何メートル以内は近寄ってはいけないってなりますよね。
- 22:13 ● これって、憲法違反？
- 22:15 ■ ストーカーされている人の安全を守るためなので違反ではないと感じます。
- 22:15 ● なるほど・・・
- 22:17 ● その違いは命の危険？ってことなのかなあ～
- 22:16 ● ストーカーからの距離を置くための住居移転に関しては、住居移転の自由があるために、ストーカー加害者に強制することはできません。
- 22:18 ▲ 「公共の福祉＝社会秩序のために人々の権利を制限すること」というのは正しくないのだと
- 22:18 ▲ これでは社会の秩序が個人の権利よりも上位にあるという考え方になってしまいうから

- 22:18 ▲ 「個人個人を尊重した結果、人々の権利が場合により制限される」という考え方が公共の福祉への正しい理解
- 22:18 ● そうだね。
- 22:18 ■ なるほど
- 22:19 ▲ ということは、ストーカーする人とされる人の間では、する人の権利が制限されるということですね
- 22:19 ▲ 公共の福祉という名の下で
- 22:19 ● ということは、ストーカーの加害者の自由は、制限されるべきだったということになりますね。
- 22:20 ▲ 程度によるのかもね。そういえば、私人間の権利の調整が、公共の福祉と、本のどこかで読んだ気が。
- 22:23 ▲ 事件性が切実にあれば、居住の自由を制限する、という措置もありそうだけど、その判断ってかなりシビアな気がする。憲法上の自由を制限することへのハードルとして
- 22:23 ● そうなんだろうね。
- 22:23 ■ 何か実害があれば警察等が動きそうですが今の段階だと難しそう👁
- 22:29 ● じゃあ、今日はこの辺で。
- 22:30 ● 次回は、財産権、私有財産権ですね
- 22:30 ■ 次私ですね！ よろしくお願ひします。
- 22:30 ● ■さんにバトンタッチ
- 22:30 ● お願いします
- 22:31 ■ はい！
- 22:31 ▲ よろしく！おつかれさま～
- 22:31 ■ お疲れ様です。(月)
- 22:32 ● お疲れ様でした～